資料１

三重県防災対策推進条例の改正について

１　基本的な考え方

「三重県防災対策推進条例」は、「自助」、「共助」及び「公助」の理念のもと、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等の団体と力を合わせて、地震・風水害等の災害に対応できる地域社会の実現を図り、防災対策を推進することを目的として、平成２１年３月２５日公布・施行されました。

現条例の概要（全７７条）

前文	自助、共助、公助の理念のもと、防災対策を推進する三重の決意
総則 第1条～第11条	目的や基本理念など条例全体に共通する事項を規定 「みえ風水害対策の日」「みえ地震対策の日」についても規定
災害予防対策 第12条～第50条	災害の発生または拡大を災害が起こる前に防ぐための対策を規定
災害応急対策 第51条～第71条	災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがある場合に、被害の発生または拡大を防ぐための対策を規定
災害復旧復興対策 第72条～第75条	災害が起こったあとに、施設や地域社会を再生し、より災害に強いものにするための対策を規定
雑則 第76条～第77条	県民の意見を聴くなどを規定

今回の改正では、近年の災害の教訓や制定後１０年間の防災・減災対策に関する新たな考え方を踏まえて、各主体の責務や役割を再検討します。

また、「令和」という新しい時代にめざす社会、「三重県らしい、多様で、包容力のある持続可能な社会」の実現に向け、将来を見据えた改正とします。

２　制定後１０年間の動き、今後の社会の変化

（１）近年の災害の状況

本条例の制定から10年が経過する中で、平成23年3月に死者・行方不明者２万人以上の壊滅的な被害を引き起こした「東日本大震災」や、平成28年４月に短時間に同じ地域で震度７の地震が２回発生した「熊本地震」、そして、平成30年６月に人口密集地で発生した「大阪府北部を震源とする地震」など、大きな地震災害が発生しています。

また、風水害では、平成23年９月に県南部を中心に記録的な大雨による河川堤防の決壊や越水が多数発生した「紀伊半島大水害」や、西日本を中心

に河川氾濫、がけ崩れ等で死者200名以上の甚大な被害が発生した「平成30年７月豪雨」など、近年の地球温暖化に伴い激しさを増す台風や集中豪雨による被害が頻発しています。

（２）防災・減災に向けた意識の定着

南海トラフ地震による甚大な被害が想定され、また、年々激しさを増す台風等の被害を受ける三重県にとっては、災害への備えが非日常的な特別な活動ではなく、日々の生活と一体となった当たり前の活動となること、すなわち「防災の日常化」を意識しながら、備えを進めていく必要があります。

（３）今後の社会の変化を見据えた課題

①ICT技術の進展に伴う新しい社会への対応（Society5.0）

個人に合った避難情報の提供や迅速な被災者の救助を行うためには、ICT技術を活用することが必要である。

②事前復興の考え方の反映（SDGｓ）

被害を抑制し、復旧・復興の期間を短縮するためには、事前復興の考え方を反映することが必要である。

③地方自治体の防災人材育成の向上

南海トラフといった大規模災害に対して、迅速に応急対策活動を実施し、早期の復旧・復興を果たすためには、全職員の防災対応力の向上が必要である。

３　課題を踏まえた条例改正の主なポイント

（１）前文

①これまで、自らの命は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」並びに県、市町及び防災関係機関が担う「公助」の理念に基づいて、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体と共に力を合わせて、様々な対策を実施してきた。

②災害から命を守るためには、県民一人一人が災害を「自分事」として捉えて、防災・減災意識を高め、災害への備えをはじめとした行動を起こすとともに、発災時には地域で助け合うなど、「自助」、「共助」の取組の重要性が高まっている。

③そのため、「自助」、「共助」の取組を深化させるために、防災対策を非日常的な特別な活動と考えるのではなく、日々の業務や生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる「防災の日常化」という概念の定着を図り、地域の防災力の向上を図ることが不可欠。

（２）総則（現条例　第１条～第１１条）

①基本理念の追加

・「防災対策は、災害が必ず起こることを前提に、被害を最小限にするため、日々の業務や生活と一体で不可分と考え実施されなければならない。また、地震や台風などの自然災害の経験で培われた知識や技術を活用し、早期の復興に備えた事前の対策を実施しなければならない」

（「防災の日常化」「SDGｓ」「事前復興」）

・地域特性や高齢者、障がい者、乳幼児など、被災者に応じた防災対策の実施を新たに定める。

②新たな防災技術の活用

DONETを活用した津波予測システムやSNSの活用をはじめ、Society5.0の実現を目指した新たな技術を活用し対策を推進することを県の責務として定める。

③表彰制度【新規】

地域における優れた防災活動を表彰し、他の地域へ展開を図ることを支援するための表彰制度として定める。

（２）災害予防対策（現条例　第１２条～第５０条）

①過去の災害から得られた教訓の伝承

東日本大震災等で明らかになった課題を踏まえ、防災教育等を通じた伝承の重要性から県民の責務として定める。

②要配慮者からの情報提供

要配慮者に寄り添う観点から要配慮者からの情報提供及びそれを受けた自主防災組織等の対応並びに市町の体制の整備について再整理を行う。

③防災人材の育成【新規】

災害時に的確に行動し、早期の復旧・復興を成し遂げるため、「三重県職員防災人材育成指針（仮称）」による職員の人材育成を、新たに県の責務として定める。

④ＢＣＰの整備【新規】

災害時への備え、また事前復興に向けて、ＢＣＰの策定は特に重要であるため、改めて明示するとともに、事業者に向けても支援を行うことを、県の責務として定める。

⑤地区防災計画の普及促進等【新規】

地域における共助を促進するため、地区防災計画について県民の理解を深めるため普及啓発と支援を県の責務として新たに定める。

⑥消防団の充実・強化【新規】

地域の防災力強化のために、消防団の充実・強化への支援について、新たに県の責務として定める。

⑦観光旅行の安全確保【新規】

観光地における防災対策、災害に関する情報提供について、新たに県の責務として定める。

⑧協定の活用

東日本大震災後に県と防災関係機関等との協定数の増加に対して、協定の活用について新たに県の責務として定める。

⑨広域的な連携の強化と受援体制の確立【新規】

大規模災害時に効果的な被災者支援につなげるための広域受援計画に基づく対策の推進について、新たに県の責務として定める。

⑩「抜け・漏れ・落ち」のない体制の整備【新規】

紀伊半島大水害の教訓等を踏まえ、三重県に上陸するおそれのある台風に対しては、いつ、誰が、何をするかを時系列で整理したタイムラインによる応急対策の実施を、新たに県の責務として定める。

⑪復興指針の定義【新規】

東日本大震災では、応急対策活動に追われ、復興に向けた取組になかなか着手できなかったことから、早期の復興を見据えた復興計画の策定のための復興指針について新たに定める。

（３）災害応急対策（現条例　第５１条～第７１条）

①災害発生時等における迅速な避難

災害発生時の避難や、津波が予測される場合の避難について、「自らの命は自らが守る」率先避難を前提に、過去の課題から再定義する。

②帰宅困難者の一斉帰宅の抑制

災害発生時の混乱を回避するために、従業員の一斉帰宅を抑制するように事業者の責務として新たに定める。

③避難所における良好な生活の確保

避難所生活における被災者のニーズに対応し、避難生活の環境を改善するために、避難所の良好な生活を確保するように市町の役割として定める。

④災害関連死の防止（第７３条関係）

災害による直接死だけでなく、災害を生き抜いた県民の災害関連死の防止について、市町の役割として新たに定める。

⑤職員の派遣及び育成

被災地方公共団体への支援等を行うことを再定義するとともに、的確に行うための派遣職員の育成について県の責務として新たに定める。

（４）災害復旧復興対策（現条例　第７２条～第７５条）

①再度災害防止の復旧、復興指針による復興計画の策定

再度の災害防止の観点も含めた復旧や、復興指針に基づく復興計画の策定を位置付ける。

（５）雑則（現条例　第７６条～第７７条）

①災害マネジメントサイクルの確立【新規】

災害の検証結果を次の防災･減災対策につなげる災害マネジメントサイクルの確立のため、検証・検討を位置付ける。

４　今後のスケジュール

１１月　防災対策会議幹事会・防災対策会議・・中間案の検討

１２月　防災県土企業常任委員会　・・中間案の説明

パブリックコメントの実施

１月　防災・減災対策検討会議（有識者会議）・・最終案を議論

防災対策会議幹事会・防災対策会議・・最終案を検討

２月　防災対策推進条例改正議案の提出

３月　防災県土企業常任委員会　条例改正案説明